

中国、南シナ海で「全面敗訴」 九段線も 排他的水域も…

仲裁裁判所が判決

2016/7/12 23:37 | 日本経済新聞 電子版

【ブリュッセル＝森本学】国連海洋法条約に基づく仲裁裁判所が出した12日の判決は、南シナ海のほぼ全域に主権が及ぶとする中国にとって全面敗訴の内容となった。中国が主張する歴史的な権利を一方的で国際法違反だと断定。中国が埋め立てを進めた場所も法的には「島」と呼べず、排他的経済水域(EEZ)などにかかる海洋権益を主張できないと断じた。

■進出自体に疑問

中国にとって一番の痛手となったのは、南シナ海のほぼ全体を囲う「九段線」内で中国が主張する主権や管轄権の法的根拠が否定されたことだ。判決は「国連海洋法条約に違反している」とした。中国による南シナ海の進出自体に疑問が呈されたとみることも可能だ。

中国が1950年前後に主張を始めた九段線はベトナム沖からマレーシア沖、フィリピン沖をぐるりと囲む線だ。50年代に西沙諸島、80年代に軍事力を使って南沙諸島へと実効支配を拡大するにあたって根拠としてきたが、これまで中国は具体的な説明を避けてきた。

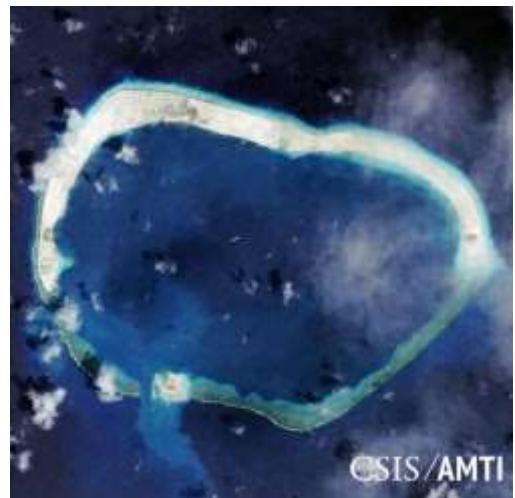
中国は九段線内の海域に歴史的に権利を持つと主張してきた。これに対し、判決は、当事国同士が合意すればそうした権利も認められると海洋法条約は定めているとしたうえで「合意はない」と言及し、中国の言い分が一方的だと一蹴した。

その上で中国とフィリピンのように主張が衝突する場合は「歴史的な権利より、海洋法条約が優先される」と判断。中国は合意なく人工島をつくるなど、この判断に違反しているとした。

■「歴史的に判断」

中国は両諸島を含む全体で実効支配を続ける考えだが、埋め立てや軍事拠点化などを進める法的根拠は失われた。他の周辺国が同様の訴えを起こした場合、中国が再び敗訴する可能性も出てきた。

判決は中国が実効支配する南沙諸島のミスチーフ礁などを満潮時に水没する「低潮高



中国が3本目の滑走路建設を進めている南シナ海・南沙諸島のミスチーフ礁=2015年9月(CSISアジア海洋透明性イニシアチブ・デジタルグループ提供・共同)

地」、スカボロー礁などを「岩」と定義し、いずれも周りにEEZを設定できないと結論づけた。「埋め立てで著しく状況が変わっているが、歴史的な資料から判断した」などとした。

この結果、中国が視野に入る同海域での独占的な資源活用は国際法の観点からは難しくなった。国連海洋法条約は、締約国が自国のEEZ内で海底資源などを開発できると定めている。EEZが否定されたことで、今後天然ガスなどの開発に着手しようとすれば周辺国が国際法違反だと非難する根拠ができた。

低潮高地と判断された場所の周辺では領海も設定できない。中国は他国の軍艦が近くを横切った場合に、その国を批判しにくくなつた。中国は自国領海内での他の軍艦航行を制限しているが、領海の存在そのものが否定されたからだ。

一方、判決は「南シナ海の帰属は判断しない」とした。今回の判決で南シナ海でどの国がどの海域の主権を持つかが判断されたわけではなく、各国が入り乱れて権利を主張する状況は変わらない。

■環境破壊も認定

フィリピンによる「自国の漁民の活動が妨害されている」「自国船が危害を受ける恐れがある」との訴えも大筋で認めた。中国は南沙諸島に自国の領海やEEZが存在するという前提で行動しているとみられるが、その前提がほぼ否定された。

判決では、中国が埋め立てや妨害活動をする海域の一部がフィリピンのEEZ内に入っていることも認定。「中国はフィリピンのEEZ内で主権を侵している」とした。

中国が進める埋め立てを「違法な環境破壊だ」とする訴えも認めた。中国はサンゴ礁を壊して人工島をつくるおり、「生態系を守る義務に反している」とした。



Copyright © 2016 Nikkei Inc. All rights reserved.

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。